

介護支援専門員登録申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
連絡先電話 昼:() -
夜:() -

介護支援専門員の登録を受けたいので、介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第113条の7の規定により、関係書類を添えて申請します。

1	介護支援専門員実務研修の修了年月日	年 月 日
2	ふ り が な	
	氏 名	
3	生 年 月 日	年 月 日
4	ふ り が な	
	住 民 票 に 記 載 された 住 所	都道府県 郡 市区町村
5	添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員実務研修修了証明書(写し) <input type="checkbox"/> 住民票(原本)(6月以内に交付されたもの)
6	個 人 番 号	「個人番号報告書」に記載の上、報告書に記載の添付書類と共にご提出ください。

【 誓 約 書 】

- 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 介護保険法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
 - 介護保険法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
 - 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
 - 介護保険法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者(登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの
- 私は、上記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

氏名 ㊟

記入上の注意

- 氏名は、楷書で明瞭に記入すること。
- 個人番号報告書を併せて提出すること。

納付済証貼付欄 1,780円

